

木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業
維持管理・運営契約書（案）

木更津市

維持管理・運営契約書(案)

印

収入印紙

- 1 委託業務名 木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業に係る維持管理・運営業務委託
- 2 委託場所 千葉県木更津市潮浜一丁目19番 木更津下水処理場内
- 3 履行期間 自 令和9年4月 1日

至 令和 29 年3月31日

- 4 業務委託料 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

(年額及び毎月の支払い額については、甲が令和●年●月●日付で公表した募集要項に基づく)

- 5 契約保証金 免 除

上記の委託業務について、委託者と受託者とは、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、●●●ほか●●●●共同企業体は、共同企業体協定書により共同連帯して、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作り当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住 所 木更津市富士見一丁目2番1号

氏 名 木更津市

木更津市長 渡辺 芳邦 印

受託者

(構成企業：代表企業)

住 所

氏 名 印

(構成企業)

住 所

氏 名 印

維持管理・運営契約約款

(総則)

- 第1条 この契約（冒頭契約書及びこの契約約款を総称して又は個別にいう。以下同じ。）は、委託者の木更津市（以下「甲」という。）が実施する木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業（以下「本事業」という。）における維持管理・運営に適用するものであり、甲と維持管理・運営を遂行する受託者（以下「乙」という。）が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この契約に用いる用語については、この契約に別段の定めがある場合（次の各号に定めるものを含むがこれに限られない。）及び文脈上別意に解するべき場合を除き、甲が令和●年●月●日付で公表した本事業の募集要項に定めるところによる。なお、募集要項において定義されない用語については、要求水準書に定めるところによる。
- （１）「募集要項等」とは、募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集及びこの契約その他甲が公表した書類並びに左記に関する質問回答書（以下「質問回答書」という。）をいう。
- （２）「設計図書」とは、募集要項、要求水準書及び質問回答書、提案書類をいう。
- （３）「提案書類」とは、本事業に関し実施した公募型プロポーザルにおいて乙が甲に提出した書類一式をいう。
- 3 甲及び乙は、契約書記載の委託契約に関し、この契約及び基本契約に定めるもののほか、設計図書に基づき、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 4 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

- 11 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表企業に対して行うものとし、甲が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。
- 12 募集要項等（優先交渉権者選定基準及び様式集は除く。以下、この項について同じ。）、及び提案書類の間に矛盾又は齟齬がある場合は、①この契約、②基本契約、③基本契約締結に至るまでの甲及び事業者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面、④質問回答書、⑤要求水準書、⑥募集要項、⑦その他甲が公表した書類、⑧提案書類の順に解釈が優先するものとする。ただし、提案書類が募集要項等を上回る事項については、提案書類が優先する。提案書類に誤りが発見された場合又は提案書類が募集要項等に定めのない事項を含んでいる場合、甲と乙はその取扱いについて協議する。

（業務の内容等）

- 第2条 本事業に係る維持管理・運営業務（以下「業務」という。）の内容及び対象施設等、業務に関し乙が達成しなければならない水準は設計図書に定めるとおりとする。
- 2 甲は、業務に関する指示を、乙又は乙の総括責任者に対して行なうことができる。
この場合において、乙又は乙の総括責任者は、当該指示に従い業務を実施しなければならない。
- 3 乙は、第1項の業務について、この契約若しくは募集要項等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、自らの裁量により決定し、業務を行なうことができる。

（業務期間等）

- 第3条 業務期間は、令和9年4月1日から令和29年3月31日までとする。
- 2 この契約締結日の翌日から業務開始の前日までを、適正に業務を実施するための準備期間（以下「業務準備期間」という。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に変わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 乙が、木更津市財務規則第146条第3項第3号に該当すると認められる場合は、契約保証金を免除する。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行なわれたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（善管注意義務）

第5条 乙は、この契約の履行にあつては、常に善良なる管理者の注意をもって維持、管理、運営をなす責めを負うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

2 甲は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。なお、乙は、市内業者を優先するよう努めなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 乙は、業務の実施にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を追わなければならない。

（著作権の利用等）

- 第8条の2 乙は、この契約に基づく成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を甲が利用するにあたり、甲に対し、無償で許諾を与える。
- 2 甲は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、成果品の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 甲は、成果品が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 乙は、成果品が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果品が著作物に該当しない場合には、成果品の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 乙は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、成果品を使用又は複製し、また、第26条の規定にかかわらず成果品の内容を公表することができる。
 - 6 甲は、乙が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる
 - 7 前各項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(貸与品)

第9条 甲はあらかじめ示した物品等（業務期間開始時に残存する消耗品、薬品等を含む。以下「貸与品」という。）の全部又は一部について、業務期間の開始日以降に乙に貸与するものとする。

- 2 乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、貸与品等の種類、数量等を明記した借用書を、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、この契約が期間満了により終了した場合、期間満了前に解除された場合その他甲が必要と認めるときは、直ちに貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、自己の故意又は過失により貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定する期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務履行計画書)

第10条 乙は、募集要項等に基づき、業務履行計画書を作成し、甲に提出しなければならない。甲は、業務履行計画書を受領した日から15日以内（土日祝日を除く。）に審査し、この契約及び設計図書に照らして不相当と認められる場合は、その修正若しくは変更を求めることができる。

- 2 業務期間初年度（業務準備期間を含む。）の業務履行計画書、年間維持管理計画書及び長期修繕改築更新計画書は、業務の対象施設等の運営開始日の30日前に、翌年度目以降に提出する年間維持管理計画書及び長期修繕改築更新計画書は、当該年度の業務開始日の30日前までに、甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙が業務履行計画書等に基づき業務を実施していない恐れがあると判断した場合、乙に説明を求め、その結果、業務履行計画書に基づく業務が実施されていないと認めた場合、甲は、乙に是正（業務履行計画書の変更を含む。）を求め、又はこの契約を解除することができるものとする。
- 4 乙は、甲の承諾を受けた場合に限り、業務履行計画書等を変更することができる。

(業務の調査等)

第11条 甲は、必要と認めるときは乙に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第 12 条 甲は、必要がある場合には業務の内容を変更し又は業務を一時中止することができ
る。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書
面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠
償額は甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第 13 条 乙は、甲に対して業務報告書を毎月提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に成果品について検査を行
わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該
補正を行い甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の
期日については、前項を準用する。
- 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該成果品を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払い)

- 第 14 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、募集要項等の定めにより、甲に対し
て業務委託料の支払いを毎月請求するものとする。
- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。
- 3 物価変動等による業務委託料の改定は、募集要項等の定めのとおりとする。

(監督員)

- 第 15 条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変
更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約その他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項
のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、募集要項等に定めるところにより、次
の各号に掲げる権限を有する。
- (1) 業務を遂行させるための乙又は乙の総括責任者に対する指示

- (2) この契約及び募集要項等の記載内容に関する乙の確認の申し出又は質問に対する承諾若しくは回答、又は乙若しくは乙の総括責任者との協議

(総括責任者)

第 16 条 乙は、この契約の締結後 14 日以内に、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）

第 15 条の 3 に規定する有資格者を、業務に関する専任の総括責任者として定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。総括責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 総括責任者は、業務の履行に関し、技術上の管理をつかさどるとともに、当該業務履行の現場最高責任者として従業員の指揮・監督を行なうものとする。

(業務準備)

第 17 条 乙は、業務準備期間において、業務開始日から適正に業務が執行できるよう準備に努めるものとする。

(業務の引継ぎ)

第 18 条 乙は、この契約が期間満了により終了する場合又は期間満了前において解除される場合、甲が指定する者に対して、不具合状況や特筆すべき事項等を申し送ること。

(不可抗力)

第 19 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、甲及び乙の責に帰することができない事由（ただし、募集要項等において基準等を定めている場合は、当該基準を超えるものに限り、以下「不可抗力」という。）により、業務の対象施設等の状態が著しく変動したため、乙が業務を実施できないと認められる場合は、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

- 2 前項の規定により、甲が業務の全部の一時中止を通知した場合、その通知の発送日以降、業務の実施が可能と合理的に判断されるときまで、甲及び乙はこの契約の義務の履行を免れるものとする。

- 3 第 1 項の規定により、甲が業務の一時中止を通知した場合、甲及び乙は速やかにこの契約の変更について協議を行なうものとする。

- 4 不可抗力により、甲及び乙のいずれかがこの契約に定める義務の履行ができなくなった場合で、不可抗力の発生から 60 日以内に甲乙協議によりこの契約が変更されないときは、甲又は乙はこの契約を解除することができる。
- 5 第 1 項の規定により乙が業務を一時中止した場合で、この契約が変更又は解除されるまでの期間に、乙が一時中止された業務の再開に備えるものとして甲が認めた費用については、甲が負担するものとする。

（不可抗力による損害）

第 20 条 不可抗力により業務の対象施設等に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認しなければならない。
- 3 前項の調査の結果、本施設の修繕が必要な場合は、甲の負担において行なうものとする。ただし、乙が臨機の措置をとらなかったことによって、本施設の損害が拡大した場合又は防止することが可能であったにもかかわらず損害が生じた場合、本施設の修繕費用増加分については、乙の負担とする。

（一般的損害）

第 20 条の 2 業務遂行中に生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 20 条の 3 業務の実施により第三者に損害を及ぼし、その損害が乙の責めに帰すべき事由による場合、乙が当該損害を当該第三者に対して賠償することとし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が当該損害（火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。）を当該第三者に対して賠償することとする。なお、不可抗力による場合には、第 20 条の規定に従う。

- 2 乙は、甲が、事業場所の所有者として第三者に対し損害賠償の責任を負担する場合で、乙に業務の対象施設等の管理の瑕疵につき乙の責めに帰すべき事由が認められるときは、甲及び乙が協議の上、甲の負担した損害賠償額のうち乙の責任に相当する額を甲に支払う。

(契約不適合責任)

第 20 条の 4 甲は、引き渡された成果品又は完了した履行の内容が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質、履行の内容又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約の目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第 20 条の 5 甲は、引き渡された成果品又は完了した履行の内容に関し、第 13 条第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日（その引渡しを要しない場合にあっては、履行の完了を検査した日）から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合に

において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果品の引渡しの際（その引渡しを要しない場合にあっては、履行の完了を検査した際）に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果品又は完了した履行の内容の契約不適合が募集要項等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（臨機の措置）

- 第21条 乙は災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、緊急やむを得ない事情があるときを除き、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。
- 2 前項の場合において、乙は、速やかにその措置の内容を甲に報告しなければならない。
 - 3 甲は、災害防止その他業務の実施上必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとるよう請求することができる。この場合において、乙は速やかにこれに応じなければならない。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用の増加分については、甲乙協議の上、甲がこれを負担する。

（甲の解除権）

- 第22条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をせずに、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 業務期間初年度（業務準備期間含む。）の業務履行計画書を、この契約の締結後 7 日以内に提出しないとき。
- (2) 乙（乙が SPC である場合は、乙に対して出資する構成企業）が応募の際に提出した技術提案書に基づいた業務履行計画書が作成されていないと認められるとき。
- (3) 総括責任者を専任で配置しなかったとき。
- (4) 業務を履行するに必要な有資格者を配置できないと認められるとき。
- (5) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (6) 前 5 号に掲げるほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき及び別記個人情報取扱特記事項に違反したとき。
- (7) 乙（乙が共同企業体である場合については、その代表企業又は構成企業。また、乙が SPC である場合は、乙及び乙に対して出資する構成企業。次号、第 9 号及び第 23 条の 2 において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店の代表者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 役員等が、業務に関し相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められるとき。
 - カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲から当該契約の解除を求められ、これに従わなかったとき。

- (8) この契約に関して公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び同法第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、同法第 17 条の 2 又は同法第 20 条第 1 項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）、同法第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は同法第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条若しくは同法第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての業務の遂行があったとされたとき。
- (9) この契約に関して乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人、乙が SPC の場合にあっては、乙及び乙に対して出資する構成企業の役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来高が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来高に相応する業務委託料を乙に支払わなければならない。
- 3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除する場合において、乙の所在を確認できないときは甲の事務所にその旨を掲示することにより、乙への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から 14 日を経過したときに生ずるものとする。

（違約金）

第 23 条 前条第 1 項（第 8 号及び第 9 号を除く。）により甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表企業であった者又は構成企業であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、当該企業体のすべての構成企業であった者は、共同連帯して上記の違約金を甲

に支払わなければならない。また、乙が SPC であり、既に解散されているときは、甲は、乙に対して出資していた構成企業であった者に違約金の支払いを請求することができ、この場合、すべての構成企業であった者は、共同連帯して上記の違約金を甲に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 23 条の 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(1) 第 22 条第 1 項第 8 号に規定する場合に該当したとき。

(2) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(3) 第 22 条第 1 項第 9 号に規定する場合に該当したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息を甲に支払わなければならない。

3 前 2 項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表企業であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、当該企業体のすべての構成員であった者は、共同連帯して第 1 項の違約金を甲に支払わなければならない。また、乙が SPC であり、既に解散されているときは、甲は、乙に対して出資していた構成企業であった者に違約金の支払いを請求することができ、この場合、すべての構成企業であった者は、共同連帯して第 1 項の違約金を甲に支払わなければならない。

(業務の妨害又は不当要求に対する措置)

第 24 条 乙は、受託業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 乙の再委託業者が暴力団から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該再委託業者を指導すること。また、再委託業者から報告を受けた際は、速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第 25 条 甲は、乙が前条に違反した場合は、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 61 年 3 月 14 日決定）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。乙の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(秘密の保持等)

第 26 条 乙は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 27 条 乙は、業務の履行に関して、個人情報を取り扱う場合は、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(補 則)

第 28 条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 乙は、この契約の履行に関して取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の趣旨に従い、適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持等)

第2条 乙は、この契約の履行に関して取得した個人情報（法第2条第1項の個人情報で、募集要項等に定める甲から引き渡された個人情報及び乙が作成、取得した個人情報を含む。）が適正に保護されるよう措置するものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取扱いの禁止)

第3条 乙は、個人情報に関し、次の各号に掲げることをしてはならない。ただし、甲が書面により承諾した場合を除く。

- (1) 個人情報処理の第三者への委託
- (2) この契約の目的以外の目的とする利用、提供
- (3) 個人情報の複写及び複製
- (4) 乙の管理する以外のコンピュータへの入力

(個人情報の管理)

第4条 乙は、甲から引き渡された個人情報について、個人情報取扱責任者を定め、その職・氏名を甲に書面により届け出なければならない。個人情報取扱責任者が変更された場合も同様とする。

2 乙は、再委託を行った場合は、法第66条第2項において準用する同条第1項の規定により、当該再委託に係る個人情報の取扱いが適正に行われるよう、再委託先に対し必要かつ適切な監督を行うとともに当該再委託に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関するすべての責任を負うものとする。

(取扱終了後の措置)

第5条 乙は、甲から引き渡された個人情報について、履行完了後、速やかに甲に返還しなければならない。また、甲の承諾を得て作成された複製物等については、乙の責任で消去又は破棄し、その旨を甲に書面により届け出なければならない。

- 2 乙が、この契約の履行に関して、作成又は取得した個人情報については、この契約終了後、その内容及び契約終了後の取扱責任者を甲に書面で報告しなければならない。

（調査・勧告）

第6条 甲は、乙がこの契約の履行に関して取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査することができる。

- 2 甲は、乙のこの契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

（事務従事者への周知義務）

第7条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う事務に従事する者に対して、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

（取扱要領等の作成）

第8条 乙は、施設管理運営業務を受託した場合、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る事務取扱要領等を作成し、甲に報告しなければならない。

（事故報告義務）

第9条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を漏洩、棄損及び滅失その他不適正な取扱いが発生した場合は、甲に対し速やかに報告し、その指示に従わなければならない。